

施 工 体 制 台 帳

作成建設業者住所
商 号
代表者名

許 可 番 号 大臣 (般 -) 第 号
知事 (特)

許可業種 (全て) 工事業

1 発注者との契約、発注者から請け負った建設工事について

工 事 名			工事内容				
工 期	年 月 日から 年 月 日まで		契 約 日	年 月 日			
発 注 者	(名称)		(住所)				
契 約 営 業 所	(名称)		(住所)				
発 注 者 の 監 督 員	(氏名)		(権限)				
	(意見申出方法)						
現 場 代 理 人	(氏名)		(権限)				
	(意見申出方法)						
監理技術者又は 主 任 技 術 者	(氏名)		専任 ・ 兼務				
	(資格)						
監理技術者補佐	(氏名)						
	(資格)						
専 門 技 術 者 (注1)	(氏名)		(資格)				
	(担当工事内容)						
健康保険等の 加 入 状 況	保険加入の有無 (注2)	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入	加入 未加入	加入 未加入	加入 未加入		
	事業所 整理記号 等	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		事業所整理番号： 事業所番号：		事業所整理番号： 事業所番号：		労働保険番号：	
一号特定技能外国人の 従事の状況 (有無) (注3)		有 無		外国人技能実習生の 従事の状況 (有無) (注4)		有 無	

- ・発注者との契約書の写しを添付。
- ・監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・専門技術者（置く必要がある場合）の資格及び雇用関係については、技術者取得資格証明書の写し等及び健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写しなどにより確認する。専門技術者については、技術者取得資格証明書の写し等を添付するとともに、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等（写しでも可）を提示すること。
- ・監理技術者補佐及び専門技術者は、置かない場合もあるので、そのときは「－」と記載すること。
- ・「発注者と契約締結した営業所」と「下請負人と契約締結した営業所」が別の場合は、各営業所の事業所整理記号等を記載すること。
- ・作業員名簿を添付すること。
- ・建設キャリアアップシステムから出力した様式による提出も可能とする。

2 【一次下請負人である〇〇に関する事項】^{注5}

一次下請負人	(名称)		(住所)		
	(許可番号※)	般 - 特 第 号 (施工に必要な許可業種※) 工事業			
工 事 名			工事内容		
工 期	年 月 日から 年 月 日まで		契 約 日	年 月 日	
元請負人契約 取扱営業所	(名称) (住所)				
元請負人の 監督員	(氏名) (意見申出方法) (権限)				
一次下請負人の 現場代理人	(氏名) (意見申出方法) (権限)				
一次下請負人の 主任技術者※	(氏名) (資格) 専任 ・ 兼務				
一次下請負人の 専門技術者※ (注1)	(氏名) (資格) (担当工事内容)				
健康保険等の 加入状況※	保険加入の 有無(注2)	健康保険		厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号 等	健康保険		厚生年金保険	雇用保険
		事業所整理番号： 事業所番号：		事業所整理番号： 事業所番号：	労働保険番号：
一号特定技能外国人の 従事状況(有無)(注3)		有 無		外国人技能実習生の 従事状況(有無)(注4)	有 無

- ・一次下請負人との契約書の写しを添付。
- ・一次下請負人が建設業の許可を受けていない場合（この場合は、500万円未満の工事は受注可）又は建設業法対象外の警備業者、運搬業者の場合は、※印欄は「－」と記載すること。
- ・施工に必要な許可業種は、当該下請工事の施工に必要な専門工事の許可業種を全て記載すること（土木工事業、建築工事業は記載不可）
- ・元請負人の監督員、一次下請負人の現場代理人、主任技術者（特定専門工事）、専門技術者は置かない場合もあるので、そのときは「－」と記載すること。
- ・事業所整理記号等は、一次下請負人の請負契約に係る営業所について記載すること。
- ・作業員名簿を添付すること。
- ・建設キャリアアップシステムから出力した様式による提出も可能とする。

注1. 次の①～③の全てに該当する場合は、専門技術者の配置が必要となる（専門技術者が複数となる場合は、欄を追加して全員を記載）。

①「土木一式工事又は建築一式工事を構成する専門工事」、又は「専門工事に附帯する他の専門工事（附帯工事）」を自ら施工する（下請しない）場合

②各専門工事の額がそれぞれ500万円以上の場合

③主任技術者又は監理技術者が当該専門工事の主任技術者としての資格又は実務経験を有しない場合

注2. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。

なお、上記従業員規模等とは、健康保険及び厚生年金保険においては個人経営で従業員が4人以下の場合、雇用保険においては従業員が1人も雇用されていない場合等のことである。

注3. 一号特定技能外国人が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事しない場合は「無」を○で囲む。

注4. 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（外国人技能実習生）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事しない場合は「無」を○で囲む。

注5. 〇〇には会社名を記入すること。また、複数の下請負契約（一次下請）を交わす場合には、2【一次下請負人である〇〇に関する事項】以降のみを追加することで足りる。